

阿南工業高等専門学校寄附講座「材料工学（日亜化学）講座」評価委員会規則

（平成21年 7月 8日）

（規 則 第 5 号）

（設置）

第1条 阿南工業高等専門学校に寄附講座「材料工学（日亜化学）講座」（以下「寄附講座」という。）の活動に関する評価を行うため、寄附講座評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について評価する。

- （1） 寄附講座の教育・研究に関すること。
- （2） 寄附講座の目的の達成に関すること。
- （3） その他寄附講座に関して必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 徳島大学理工学部長
- （2） 学外有識者 若干名
- （3） 校長
- （4） 副校長
- （5） 教務主事
- （6） 地域連携・テクノセンター長
- （7） 地域連携・テクノセンター教育研究部門長
- （8） その他委員長が必要と認めた者

（任期）

第4条 前条に規定する委員の任期は、寄附講座の期間が終了する平成29年3月31日までとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、徳島大学理工学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会において議決を要する事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

（評価結果）

第7条 校長は、委員会の評価結果を寄附者に報告するものとする。

（事務）

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年 7 月10日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。